

ホームページ「暮らしたい下京」インタビューの実施及び記事作成 業務委託 仕様書

1 委託業務名

ホームページ「暮らしたい下京」インタビューの実施及び記事作成業務

2 業務の目的

本業務では、区の情報や地域に関わる情報、子育てに関する情報、下京区への移住を検討する方に役立つ情報等を発信するウェブサイト「暮らしたい下京」において、下京区の歴史や文化等に所縁のある方や下京区へ移住してきた方等のインタビュー記事を通して主に若い世代に対して、下京区固有の魅力や特徴を発信することで、下京区で暮らす魅力の向上や下京区への愛着の醸成を目的に業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 委託業務の内容

(1) インタビュー

- (ア) 下京区での暮らしや活動内容、下京区に感じる魅力、現在に至るまでの流れなどを丁寧に聞き取ること。
- (イ) インタビューを4名に実施すること。
- (ウ) ホームページ掲載用の写真を記事毎に2点以上撮影すること。

(2) 記事作成

- (ア) 上記(1)に係る記事（4名分）を作成すること。
- (イ) 読者が下京区でのリアルな暮らしや活動を感じられる記事となるよう工夫すること。
- (ウ) 令和9年2月末までに全ての記事を提出すること。
- (エ) 4名分を同時に提出するのではなく、作成次第、随時提出すること。

(3) その他留意事項

- (ア) 適切なインタビュー対象者を選定すること。なお対象者の決定は、双方で協議を行った上、決定すること。
- (イ) 記事の作成については、成果物の提出前に記事の案を提出し、校正の調整を必ず行うこと。

5 成果品の提出等

事業完了報告書及び成果物 一式
委託業務完了後速やかに本市に提出すること。

6 支払方法等

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事

前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

なお、契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

7 留意事項

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは本市と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また本業務が完了した後においても同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。また、本市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。